大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を 改正する規則

大田市職員の休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する 規則

をここに公布する。

令和5年12月25日

大田市長 择野弘和

大田市規則第51号

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年大田市規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「5日(当該通院等が体外受精その他の市長が定める不 妊治療に係るものである場合にあっては10日)」を「10日」に、 「5 (当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るも のである場合にあっては、10)」を「10」に改める。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

大田市規則第52号

大田市職員の休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正 する規則

大田市職員の休日及び休暇に関する条例施行規則(平成17年大田市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「5日(当該通院等が体外受精その他の市長が定める 不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)」を「10日」 に改める。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。